## 「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」(第7回)【議事要旨】

- 1 日 時 平成26年8月12日(火) 13:30~15:30
- 2 場 所 総務省8階801会議室
- 3 出席委員(五十音順)

太田 聰一 慶應義塾大学経済学部教授

岡田真理子 和歌山大学経済学部准教授

(座長) 辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授

原田 久 立教大学副総長・法学部教授

山野 岳義 一般財団法人全国市町村振興協会理事長

## 4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する基本的方向性について
- (3) 意見交換
- (4) その他

## 5 議事の経過

○ 事務局からの説明の後、意見交換が行われた。

委員からの主な意見は以下のとおり。 (→は事務局からの説明。)

(資料1 平成26年人事院勧告について)

- ・地域手当の見直しで、級地区分の変更は上下とも1段階とあるが、地域手当の支 給地域一覧を見ると、例えば千葉市では従来の10%が15%へ2段階変更され ているように見えるが、級地区分の変更が上下とも1段階までということどうい う関係になるのか。
  - → あくまで級地で上下1段階を判断する。新たな級地で言うと、1級地が20%、 2級地が16%、以下、7級地までとなる。現行では、1級地が18%、以下、 6級地が3%になる。千葉市の場合、現行4級地10%であるものが、新たな 3級地になり、支給割合が15%になるもの。
- ・俸給水準が2%引き下げられる中で、地域手当の支給割合が現行よりも2%以上上がらないところは、地域手当もあわせた全体水準としては下がるということか。 → 全体としては下がることとなる。
- ・新たな2級地と3級地が16%と15%で1%刻みとしているが、地域手当により細かく民間給与を反映させるという点からは全部1%刻みで作るという話にならないか。
  - → 勧告の報告文においては、給料表水準が2%下がる中で、新2級地の支給割合が16%と1%の引上げになっている点について、1級地である東京都特別区は民間賃金が特に高く、前回(平成18年)見直し時よりも更に高くなって

いる状況にあるものの、現行の給与水準を上回らない範囲内である2%の引上 げにとどめたこととの均衡を考慮して設定されたと説明されている。

・40歳台や50歳台前半層の職員の勤務成績に応じた昇給機会を確保する観点から号俸の増設は、地方にとっては、これまでは号給の継ぎ足しを行わないよう指導してきている経緯からすると、対応が悩ましい。

(地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する基本的方向性について)

- ・2章と5章(1)で、やや表現の強さに違いがあって、全体的には一度読んだだけだと何をするべきなのかという点がやや伝わりにくい印象がする。
  - → 表現について再検討するとともに、概要版を作るなど工夫したい。
- ・国に準じて、地方公共団体においても給料水準2%引き下げるというときに、国家公務員との均衡の原則から引下げを検討するべきということになると思うが、 その点がクリアに書かれていない印象を受ける。
- ・地方公務員給与の場合には、よって立つ複数の原則のバランスを取る必要がある ため、一部分のみ対応していますというふうに逃げられてしまう心配があるので はないか。地方公共団体が何をするべきか明確にできると良い。
- ・地域手当について、広域自治体である都道府県について、円滑な異動の観点から の支給割合を調整するとしても、一律支給は望ましくないのではないか。
- ・地方公務員給与の地域格差を示した資料については、より分かりやすい形を検討 した方がよいのではないか。
- 〇地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する基本的方向性については、各委員からの意見を踏まえて一部修正を行うこととし、最終的な取扱いについては座長に一任することで、了解された。

以上

文責:総務省自治行政局公務員部給与能率推進室(速報のため事後修正の可能性あり)